コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人公益法人協会(以下「この法人」という。)の 倫理規程の理念に則り、この法人が直面する、又は将来直面する可能性のある コンプライアンス(法令等の遵守をいう。以下同じ。)上の問題を的確に管理・ 処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及び コンプライアンス施策の実施・運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人の役員、及び職員及び準職員(以下「役職員等」という。)は、 前条の倫理規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコ ンプライアンスを最優先する。

(組織)

- 第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。
 - (1) コンプライアンス担当理事
 - (2) コンプライアンス委員会
 - (3) コンプライアンス統括部

(コンプライアンス担当理事)

- **第4条** コンプライアンス担当理事は、常勤の理事の中から、理事会の決議により理事長が任命する。コンプライアンス担当理事は、定期的に理事会に対し、この法人のコンプライアンスの状況について、報告するものとする。
- 2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンスに関する各種施策の立案及び実施の責務を有する。
- 3 コンプライアンス担当理事の役割・権限は以下のとおりとする。
- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス委員会の委員長

(コンプライアンス委員会)

- **第5条** コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事の諮問機関として設置し、以下の事項について、その諮問に答える。
 - (1) コンプライアンス施策の検討と実施

- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件についての分析・検討
- (4) コンプライアンス違反再発防止策の策定
- (5) その他、コンプライアンス担当理事が諮問した事項
- 2 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、コンプライアンス統括部長、業務部長、調査部長並びに相談室長を委員として構成する。
- 3 コンプライアンス委員会事務局はコンプライアンス統括部に設置し、コンプライアンス統括部長を事務局長とする。

(コンプライアンス委員会の開催)

- 第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、 毎年3月及び9月に開催する。
- 2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集すること ができる。

(コンプライアンス統括部)

- 第7条 総務部をコンプライアンス統括部とする。
- 2 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画・推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性をあげるための方針や施策等を検討・実施する。
- 3 コンプライアンス統括部は、コンプライアンス施策の進捗状況その他コンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

(報告・連絡・相談ルート)

- **第8条** 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス統括部に報告する。
- 2 コンプライアンス統括部長は、前項の報告又は内部通報等でコンプライア ンス違反行為又はそのおそれがある行為を知ったときは、直ちにその事実を コンプライアンス担当理事に報告するとともに、事実関係の調査を行い、対応 方針を検討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。
- 3 就業規則第26条、同第27条、同第28条、並びに準職員就業規則第26条、 同第27条、同第28条に定める各種ハラスメント行為に対する相談窓口は総 務部長とする。総務部長は相談を受け、事実関係の調査を行い、対応方針を検

討し、コンプライアンス担当理事の承認を得て実施する。

4 役職員は、第1項にかかわらず、緊急の事態等の事由により、コンプライアンス統括部を経由することができないときは、コンプライアンス担当理事に直接、第1項の報告をすることができる。

(コンプライアンスのための教育)

第9条 この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の倫理規程を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。(平成 21 年 9 月 29 日 理事会議決)

附則

この規程は、令和4年6月9日から施行する。(令和4年6月9日理事会議決)